

令和7年度総合事業等審査会 議事要旨

1 日 時 令和7年12月2日（木）10:00～12:00

2 場 所 兵庫県庁第3号館7階 参与員室

3 出席者

（1）委員：田端会長、大国委員、大西委員、梶木委員、木村委員、中谷委員、畠委員、飛田委員

（2）事業課：兵庫県警察本部総務部参事官兼会計課長

総務部 県庁舎整備プロジェクト室長

総務部 県庁舎整備プロジェクト室 新庁舎企画課長

県民生活部 文化スポーツ局 芸術文化課長

福祉部ユニバーサル推進課長 他

（3）事務局：財務部 県政改革課長 他

4 議題

（1）新規事業の審査

- ・神戸北警察署建替整備事業
- ・新庁舎等整備プロジェクト

（2）継続事業の審査

- ・ひょうご障害者総合トレーニングセンター（仮称）整備事業

5 主な意見

※○は委員からの主な質問・意見、→は事業部局の回答を指す

神戸北警察署建替整備事業

1 定員・整備規模について

○職員の定員が、庁舎開設時の倍になっているとのことだが、今後の定員の変遷を見通した上で算定した規模なのか。

→今後、管内の人口の増減に応じて、定員も増減する可能性はある。定員は、犯罪発生状況も考慮しているが、犯罪発生率は例年と同程度のため、現状の規模で想定している。

○人口については、県も推計データを出していると思うが。

→現時点では、計画している規模の庁舎が必要と考えているが、長期的な人口動態を踏まえた対応は、神戸北警察署のみならず、警察組織全体であり方を考えていく必要がある。

○現在の定員は。

→現在は148名である。建設当初は71名だったため、狭隘化している状況である。

○定員と実配置人員は、ほぼ同じ人数か。

→その通りである。

○所轄区域（資料P2の図参照）は、将来的にも変更はないのか。

→管内人口や犯罪件数等、総合的に考慮して決定している。現時点では、少なくとも中期的には変更の予定はないが、長期的には変更の可能性はあり得る。

○中長期計画において、人口動態に合わせた管轄区域の変更等、今後の整備方針を記載しているものはあるのか。

→過去には、平成18年度と令和3年度に再編を実施した。管内人口や事案発生状況等を踏まえて対応しているが、今後については、特に決まっていることはない。

2 事業の効果について

○建て替えによって、業務効率が向上し、犯罪の抑制や体感治安の改善など、地域県民にとってのメリットを説明できると望ましい。その見通しはどうか。

→建て替えによって勤務環境が良くなれば、採用活動や、職員のモチベーション向上などにも好影響が期待できる。

○建て替えによって、社会に対してどういう好影響、インパクトがもたらされるのか。

→従来は施設が古く狭く、エレベーターがなく高齢者が来庁しにくい、駐車場が狭いなどの課題があった。建て替えにより十分な面積を確保し、バリアフリー化を実現することで、住民がより利用しやすくなるとともに、職員の勤務環境も改善される。警察機能の強化を図り、地域に身近な警察組織を目指して、整備を進めていきたい。

○高齢者の増加や新手の犯罪発生を踏まえ、より良い相談体制を付加する方向で検討してほしい。

○庁舎の建て替えにあわせて、業務のデジタル化やAI活用などは想定しているのか。

→警察業務のオンライン化は進んできており、行政手続や捜査等のオンライン化に対応できるように施設を整備していく。

3 用地の取得、跡地活用について

○神戸市から土地を取得し、県有地である現庁舎跡地は、売却しない方針ということですか。

→跡地については、現時点では、売却しないことを基本に考えている。ただし、約5年後の情勢変化を踏まえて検討する必要がある。

○用地取得について、生田署の建て替えの際は、神戸市と交渉してコスト削減をされたと思うが、今回は、そのような調整を神戸市との間で実施されたのか。

→現庁舎の敷地について、生田署は神戸市の土地だが、神戸北署は県の土地と、事情が異なり、今回は購入する。

適切な候補地を探すことは容易ではないが、神戸市に相談し、市営住宅の再編に伴い生じる余剰地の活用について、市と調整のうえ、建て替え場所を選定した経緯がある。

○解体後の土地について、現時点で、どのような活用方法を想定しているのか。警察による活用だけなのか、より広い使い方を考えているのか。治安の問題も考慮して、想定されていることを説明いただきたい。

→跡地の活用は、旧庁舎解体後の令和13年度以降となるため、情勢の変化を踏まえた検討が必要であるという前提のもと、資料では、事業用定期借地契約を案として記載している。民間活用も視野に入れて公募で具体化していくことになるが、一例としては、医療機関が入れば、職員の福利厚生のみならず留置人の診療も隣地で可能となり警察署の運営にも資するものとなる。こうしたことも念頭に、警察署の運営や地域の安全等に役立つような有効活用を図れないかと考えている。

○元々この土地は神戸市営住宅だったため、地盤には問題はなく、地盤改良等は不要という認識でよいか。

→その通りである。

4 その他の事業内容について

○留置機能の見直しは含まれているのか。

一定員増に伴い、留置場も国基準に合わせて大きくなる計画である。

○事業費の移転経費2,000万円は安くないか。

→引っ越し業者からの見積りにより算定している。

○災害発生時の電力確保の計画はどうなっているのか。

→電力は、非常用の自家発電機の設置を予定している。また、飲み水については、受水タンクを設けて4～5日分の水を確保できる計画となっている。

○災害発生時は、地域の避難拠点として機能する部分もあると思われるため、4～5日分以上の給水ができる設備も検討いただきたい。

○警察署長の公舎が近辺にあったかと思うが、こちらは何もしないのか。

→警察署長の公舎は、現在同じ敷地内にあり、木造で老朽化が著しく、旧耐震基準（昭和 56 年）以前の建築であるため、一体的に建て替える必要がある。

新庁舎等整備プロジェクト

1 ゾーニングについて

○ゾーニングについて、新庁舎と行政棟（3号館）がかなり離れた配置になっていて、導線の効率が悪いのではないか？なぜ集約せずに離したのか。

→県民会館機能と庁舎を合築することで、国からの有利な財源を活用できるという前提のもと、延床面積を計算し、容積率や日影規制、景観などの諸条件を考慮した結果、2号館敷地では、必要な規模の建物を建てることができず、1号館敷地に新庁舎を建てる計画となつた。

新庁舎と3号館との導線については課題と認識しており、今後設計の際に検討していきたい。

○新議会棟と民間提案エリアの敷地に建てる案はなかったのか。先ほどの説明は、そこまでの建てられない理由とは思わなかった。

→現計画の規模で建てるためには、民間提案エリアを含めた現2号館の敷地では、面積が足りない。

○県庁舎の機能面よりも、財政面や規制上の問題を優先せざるを得なかったのか。機能を優先するならば3号館の近くに新庁舎を建てた方が合理的であると考えられる。各種規制の問題等で1号館跡地しか建設可能な敷地がなかったのか、設計の工夫でクリアすることができなかつたのかなど、どのように判断したのかを説明いただきたい。

→新庁舎で必要な面積を確保するという前提の中で、日影規制や神戸市景観条例の絶対高さ制限等の条件をクリアして、自由度のある形で、それなりの高層建築を配置できる敷地は、現1号館しかなかつた。

新庁舎が現3号館とは離れることについては、設計の中で、うまく機能的につなぐような工夫をしつつ、必要な面積および設計の自由度を確保できる場所でゾーニングを考えた。

○道路は市の所管か。

→お見込みのとおり。

○敷地面積を広げられればいいのだが。やはり、新庁舎と3号館が、駐車場で分断されて離れているのは効率が悪く、職員が働きにくくなると思う。

○今後、基本計画や基本設計の中で、新庁舎と現3号館の機能の一体化を図るために、導線等を工夫することを検討いただきたい。

○道路を廃道するということも検討したと思うが、なぜ廃道できないのか。

→交通量を推計して検討したが、1号館と2号館の間の南北道路、旧県民会館前の斜めの道路ともに、廃道にすると他の道路に負荷がかかり、全体の交通量を処理できず、仮に廃道

にするのであれば、周辺エリアを含めて全面的に大規模な再開発が必要となる。耐震性に問題のある庁舎を早期に整備する必要があるため、（相当な期間を要する大規模開発ではなく）現在の形で実現可能なゾーニングで整備を進める計画としている。

○交通量の捌きについては、例えばスマートシグナルを導入して、リアルタイムの交通量に応じて、信号の切り替えを柔軟に調整するような技術は現実にある。実現すれば、先端的な取組によって、兵庫県庁としてスマートシティに向けて一步踏み出したと言うこともできる。そのような検討はしたのか。

→そこまでの具体的な検討はしていないが、交通の処理については、神戸市との連携が必要になってくるので、今後の検討課題としたい。

○神戸市もスマートシティを標榜しているので、この点は議論してみる価値があると考える。

○今後の基本計画の段階で、現状の基本構想で描いているゾーニングの変更は可能か。

→民間提案の募集をこれから実施し、その提案内容も踏まえて柔軟に検討する予定である。基本構想策定の外部有識者検討会でも、専門家から「提案の間口を広げた方がよい」とのご意見もいただいており、柔軟に対応していきたい。ただ、道路は神戸市の所有のため、廃道には神戸市議会の議決が必要となる等、ハードルは高い。

2 県民交流機能・にぎわい広場について

○県民交流機能の面積が一番減っているが、他の庁舎では、エントランスホールを県民交流機能として有効活用している事例も多い。今回、そのような検討はあったのか。

→旧県民会館が提供していた県民交流機能は、再整備後、現状の半分以下である約 6,500 m²を予定している。「ホール、ギャラリー、貸会議室、貸事務所」といった内訳の中で、貸事務所部分の減少が大きい。これは、当初計画では、県の外郭団体を全て集約させる方針だったが、業務のデジタル化や県の財政状況を踏まえ、県関係課と一体的に業務を行う団体以外は集約をしない方針となり、貸事務所の面積が大幅に減少となつたためである。

ホールやギャラリーは、一定コンパクト化を図りつつ、事業者ニーズを踏まえて必要な機能を確保している。

エントランスホールは、県庁舎と合築することで合理化を図ることが出来る。「顔」になる部分なので、しっかり県全域を PR 出来るスペースとして活用したい。

○外郭団体を集約しないという方針は、先ほどご説明いただいた。県民交流機能については、県民会館の代替という面を強調されているが、神戸駅周辺など神戸域内にも、他に県民交流機能を有する施設を持っていると思う。こうした他施設との兼ね合いも検討したのか。

→外郭団体については、一部、県が賃料を負担しているケースがあるが、建築費が高騰する中、建築よりも賃料負担の方がコスト面で有利であることや、長期的な視点では、外郭団体のあり方の見直しがなされた場合に、賃貸の方が融通がきくと考え、集約しない方針とした。

県民交流機能については、それぞれの施設ごとに設置目的があり、幅広い用途がある。本事業の計画では、これまで県民会館で担っていた機能をどうすべきかという観点で検討してきた。包括的に全ての県民交流機能を集約するといった観点からは、基本構想の中では議論していない。

○今後の基本計画・基本設計の中では、このあたりもしっかりと考慮してほしい。

○にぎわい広場について、どのような「にぎわい」を想定しているのか。地域住民向けのか、外来者向けなのか等、どういう位置づけなのか。また、神戸栄光教会との関係性は。
→現1号館の前にも広場があるが、公用財産であるため、土日はほとんど活用されておらず、イベント等にも使いづらい状況である。今後は、庁舎南側の道路からの視認性を高めて、そのまま入れるような広場を整備したい。そのうえで、県民会館機能と合築して整備する中で、広場についても、公用財産ではなく県民交流機能を有する公共用財産として整備し、土日も含め、例えば指定管理などでイベントができるようにしたい。

基本構想では、地域住民、外来者問わず利用できる「良いとこどり」を目指しているが、次の基本計画で具体化していきたい。また、基本構想を検討した外部有識者会議では、「南海トラフ地震時の浸水区域に指定されているJR元町駅南側には避難場所が少なく、災害時対応に活用できるようなものにしてほしい」との地元意見があり、これも踏まえて、広場の役割を構築していきたい。

神戸栄光教会の関係については、新しい「にぎわい広場」は、道路レベルまで高さを下げる計画なので、交差点を中心にして、新しい建物と、神戸栄光教会や県公館という歴史的建造物を望むことができるエリアを形成したいと考えている。

3 その他の事業内容について

○4割出勤をトライアルした結果も計画に反映させているとのことだが、庁内外からどのような課題があげられて、どのように反映したのか。

→前回計画の凍結後、新庁舎の規模の検討や、コロナ禍における在宅勤務の推奨等を踏まえ、高い目標を掲げてモデルオフィスを実施した。職員アンケートの結果では、ワーク・ライフ・バランスには好意的な評価があった一方、コミュニケーションや業務効率の低下等の課題があげられ、出勤率を設けた面積で、新庁舎を整備する計画にはしていない。

また、モデルオフィスでは、フリーアドレスやオンラインブース等を試行した。職員からの様々な反応を踏まえ、オフィス機能について、来年度の基本計画で具体化していく。

○カーボンニュートラルの推進について、「ZEB化を目指す」でなく「ZEB化する」と記載すべき。ぜひ検討してほしい。

→基本的にはZEB化する方向で考えている。どのランクのZEBに対応するかは、コストとのバランスもあるので、基本計画の中で検討したい。

○議会部門の面積があまり減っていないが、どのような考え方か。

→議会部分については、各会派で議場のあり方検討会議を実施いただいた結果、現状から約1,000 m²減の11,500 m²となった。考え方としては、議会の機能は現状維持としつつ、一部の会議室は、県民交流機能の貸し会議室として整備することで縮減を図っている。

○公文書館を保有していない都道府県は数えるほどしかないが、今回、公文書館を整備するという検討はなかったのか。

→公文書館の整備については、新庁舎整備の中では議論していないため、当方から回答することは難しい。

○公館の公文書機能の運用について、どのように考えているのか。また、公館にある震災の資料は非常に利用価値があるが、こうした資料の取扱いについてどう考えているのか。

→新庁舎の整備には10年近くかかる見込みであり、その間は暫定的に民間オフィスに分散し、公館で議会を開催するなど行政転用を行う中で、公館の公文書機能を一時的に縮小させている状況である。ただし、公文書の閲覧など最低限必要な機能については、所管課において、暫定移転中も継続する予定と聞いている。

○公文書は県民の財産なので、適切に管理してほしい。公館は、今後どの程度民間に貸出されるのか。公館にある貴重な資料は、活用できなくなるのか。

→公館の建物自体は、儀典や公文書などの県庁機能で、行政財産として引き続き利用する予定である。

一方で、敷地内の庭や茶室等を民間開放して、例えばカフェやレストランを誘致したり小規模なイベントに使ってもらったりすることで、人を呼び込む空間にしていきたい。

ひょうご障害者総合トレーニングセンター（仮称）整備事業

1 経緯について

○平成 30 年度に議論をしてから、現在まで未着工となっているが、今も埋蔵調査を継続しているのか。

→埋蔵調査は完了しており、敷地の利用は可能となっているが、（先ほどご説明したような）様々な状況で、現在は着工を見合わせている。

2 ニーズについて

○障害者団体からのニーズに変化はあるのか。また、各団体からの今後の期待も大きいと思われるが、それに対する意見は。

→平成 30 年度時点でも既存のスポーツ施設の利用率は非常に高く、東京パラリンピックや来年開催予定のアジアパラリンピック等による機運の高まりもあり、現在も変わらずニーズは高い状況を維持している。

また、「ユニバーサルなスポーツ施設検討会」の構成員である障害者団体役員等からは、既存のスポーツ施設では予約が取りづらいとの声があり、新しい拠点となる施設の整備への期待が寄せられている。

○平成 30 年度の審査会で、「インクルーシブ社会への情報発信に努めること」、つまり、障害者の視点から一般社会へのメッセージとなるような流れを生み出し、障害者のための施設に限定されない取組とすること、と意見があったが、こうしたニーズは、実際に障害当事者の団体からあるのか。

→最近では、ボッチャ等が一般化してきたが、まだまだ知られていないパラスポーツ競技も多く、障害者団体からは、多くの方に知ってもらいたいとのご意見をいただいている。

県としても、さまざまな機会を通じて、一般の方がパラスポーツ競技を体験できる場を設けている。先日も「しあわせの村」でパラスポーツ体験イベントを実施し、1,000～2,000 人にご来場いただき、様々なパラスポーツ競技を体験いただいた。

○施設の検討にあたり、様々な調査を実施していると思うが、平成 30 年度時の調査なのか、それ以降再度調査をし直しているのか。また、その調査で、施設の必要性や有効性はある、という結果だったのか。

→平成 30 年度以降も、PFI に関する調査を新たに実施するとともに、ニーズに関しても、聞き取り調査を通じて、平成 30 年度当時と同様の高い水準が維持されていることを確認している。

○施設のニーズは高いとのことだが、どのような団体や個人を対象に、どれぐらいの数、どのような方法で調査して、どういう割合でニーズが高いと判断したのか。

→定量的には示しづらいが、知的・精神・身体それぞれの障害者団体や、県内に複数ある障害者スポーツ競技団体の役員へのヒアリングを実施した。パラスポーツ競技人口も増加し、スポーツ意欲のある方が増えていることから、定性的ではあるが高いニーズが確認できた。

3 類似施設、立地について

○神戸市近辺に、類似した市立施設はあるのか。

→神戸市では、しあわせの村に体育館とプールを備えた障害者優先スポーツ施設がある。また、2022年にオープンした神戸市立磯上体育館も、障害者が利用しやすい施設であると聞いている。

○PFI等の手法についても研究されているが、その結果を説明いただきたい。

→PFIについては、令和4年度の調査実施当時は、整備にあたりPFI導入を検討している施設はほぼなかったが、近年は大阪市の長居障がい者スポーツセンター（仮称）や町田木曾山崎パラアリーナなど、PFI手法で整備を進めようという事例が出てきている。以前は、採算面で民間企業が参入するハードルが高かったが、社会的にも企業がパラスポーツに目を向けはじめて、収益性を確保できる見通しが立ってきているのではないかと感じている。

実際に本事業を進める際は、PFIの導入可能性調査も実施し、最適な手法を検討していきたい。

○「大阪市の長居障がい者スポーツセンター（仮称）」と当該施設は、規模に大きな差があるため、PFI等の整備手法を検討する際の参考事例とは言えないのではないか。

また、近隣には、「神戸市総合運動公園」がある。既に神戸市に類似施設があるのであれば、県の中核施設としては違う場所でもいいのでは。

→神戸市総合運動公園ユニバー記念競技場は、昨年開催された神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会の会場となったが、元々は競技場への入口に階段しかなく、大会に向けてスロープ整備の改修をするなど、そもそものコンセプトとして障害者優先スポーツ施設ではなく、バリアフリーへの配慮が十分になされた施設ではない。

新たな施設の整備場所については、県立総合リハビリテーションセンター敷地内にある障害者スポーツ交流館の隣接地を予定しており、障害者スポーツ交流館と連携して一体的に運用することで、効率的な運営を目指している。また、同敷地内の県立リハビリテーション中央病院のスポーツ医学診療センターと連携することで、リハビリやプロスポーツ選手の利用など相乗効果も期待できる。

○県西部にもふれあいスポーツ交流館という1箇所障害者スポーツ拠点施設があるが、県全体のニーズを踏まえて、神戸市西区の障害者スポーツ交流館の隣接地に拠点を整備したいという計画と認識している。

4 今後について

○資料中に、「社会情勢の変化を踏まえて今後調整」とあるが、現状で、今後の方向性はある程度みえているのか。

→県庁内部では検討を進めているが、現時点では、十分にご説明できる方向性は定まっていない。

○着工前には、本審査会で改めて説明いただけるのか。

○ご認識のとおり。今回は、事業の予算化後、5年経過時点で未着工であるため継続事業として報告いただいている。